

特許協力条約に基づく規則の修正条文

418 引用により含める旨の陳述

第十一條(1)に規定する受理した日に、国際出願が先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合において、第一條(1)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素、若しくは25(6)に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の部分、又は25(2)(a)に規定する要素若しくは明細書、請求の範囲若しくは図面の部分が、当該国際出願に記載されていないが先の出願に完全に記載されているときは、25(6)の規定の適用上、当該要素又は部分を25(6)の規定に基づく確認に従って引用により当該国際出願に含める旨の陳述を願書に記載することができ、当該陳述は、当該受理の日に願書に記載されていない場合には、当該受理の日に国際出願に記載されている場合又は国際出願とともに提出された場合に限り、願書に追加することができ。

152.8.3 図 8.2 図 額及び移転

(c) 所定の通貨がスイス・フランである場合には、受理官庁は、25(6)の規定に従って国際出願手数料をスイス・フランにより国際事務局に移転する。
(d) (i) 所定の通貨がスイス・フランに自由に交換することができるのであるときは、事務局長は、国際出願手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定めている各受理官庁ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。受理官庁は、25(6)の規定に従って所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に

移転する。

(ii) 所定の通貨がスイス・フランに自由に交換することができるものでないときは、受理官庁は、国際出願手数料を所定の通貨からスイス・フランに交換する責任を負うものと、25(6)の規定に従い、手数料表に掲げる額の当該手数料をスイス・フランにより国際事務局に移転する。また、受理官庁が希望する場合には、当該受理官庁は、国際出願手数料を所定の通貨からユーロ又は合衆国ドルに交換し、25(6)の規定に従い、(i)に規定する総会が定めた指針により事務局長が決定する当該手数料の換算額をユーロ又は合衆国ドルにより国際事務局に移転することができる。
(iii) 所定の通貨が決定通貨に自由に交換することができるときは、事務局長は、調査手数料の支払のための各受理官庁ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。受理官庁は、25(6)の規定に従って所定の通貨による当該手数料の換算額を国際調査機関に移転する。

(d) (i) 所定の通貨が決定通貨に自由に交換することができるときは、事務局長は、調査手数料の支払のための各受理官庁ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。受理官庁は、25(6)の規定に従って所定の通貨による当該手数料の換算額を国際調査機関に移転する。
(ii) 所定の通貨が決定通貨に自由に交換することができるときは、事務局長は、調査手数料を所定の通貨からユーロ又は合衆国ドルに交換し、25(6)の規定に従い、(i)に規定する総会が定めた指針により事務局長が決定する当該手数料の換算額をユーロ又は合衆国ドルにより国際事務局に移転することができる。

定める額の当該手数料を決定通貨により当該国際調査機関に移転する。

25 欠落部分

(a) 受理官庁は、国際出願として提出される書類が第十二條(1)に掲げる要件を満たしているかどうかを決定するに当たって、明細書、請求の範囲、又は図面の部分が欠落している場合(すべての図面が欠落している若しくは欠落していると思われる)と認められる若しくは欠落していると認められる場合を、以下「欠落部分」という)には、出願人の選択により、速やかに出願人に対し次のいずれかのことを求める。
(i) 25(6)の規定に基づく求め又はその他の理由による結果、出願人が第十二條(1)に掲げる要件のすべてを満たした日又は満たす日の前であるが25(6)に規定する当該期間内に、国際出願として提出されたものを完成させるために(2)に規定する欠落部分を当該受理官庁に提出した場合には、当該部分は国際出願に含まれるものとし、受理官庁は、第十二條(1)に掲げる要件のすべてを満たした日を国際出願日として認め、25(6)及び(7)に定めるところに従って処理する。

25の2 受理官庁は、国際出願として提出される書類が第十二條(1)に掲げる要件を満たしているかどうかを決定するに当たり、第十二條(1)(d)若しくは(e)に規定する要素の全体が誤って提出された若しくは提出されたと認められる場合、又は明細書、請求の範囲、若しくは図面の部分が誤って提出された若しくは提出されたと認められる場合(すべて誤って提出された場合)又は誤って提出された図面が誤って提出された場合(すべて誤

されたと認められる場合を含む)以下「誤って提出された要素又は部分」という)には、出願人の選択により、速やかに出願人に対して次のいずれかのことを求める。
(i) 正しい要素又は部分を提出するににより、国際出願として提出されたものを補充すること

(ii) 25(6)の規定に基づく当該改正し、要素又は部分を用いてより含めることを25(6)の規定に従って確認すること。
(iii) 25(6)の規定に基づく当該改正し、要素又は部分を用いてより含めることを25(6)の規定に従って確認すること。
(iv) 25(6)の規定に基づく求め又はその他の理由による結果、出願人が第十二條(1)に掲げる要件のすべてを満たした日又は満たす日の前であるが25(6)に規定する当該期間内に、国際出願として提出されたものを補充するために(2)に規定する欠落部分を当該受理官庁に提出した場合には、当該部分は国際出願に含まれるものとし、受理官庁は、第十二條(1)に掲げる要件のすべてを満たした日を国際出願日として認め、25(6)及び(7)に定めるところに従って処理する。

(c) (a)の規定に基づく求め又はその他の理由による結果、出願人が第十二條(1)に掲げる要件のすべてを満たした日の後であるが25(6)に規定する当該期間内に、国際出願を補充するために正しい要素又は部分を当該受理官庁に提出した場合には、当該正しい要素又は部分は国際出願に含まれるものとし、誤って提出された要素又は部分は国際出願

から削除されるものとし、受理官庁は、国際出願日を当該受理官庁が当該正しい要素又は部分を受理した日に訂正し、当該出願人にその旨を通知し、実施細則に定めるところ(ロ)の規定に基づき請求又はその他の理由(イ)の規定に基づく。

(d) による結果、正しい要素又は部分が、26(b)の規定に基づき、第一条(1)に規定する一又は以上の要素を受理官庁が最初に受理した日に国際出願として提出されたものに記載されていたときなす場合には、誤つて提出された要素又は部分は国際出願に残るものとし、当該受理官庁は、第一条(1)に掲げる要件のすべてが満たされた日を国際出願日として認め、26(b)及び(ロ)並びに実施細則に定めるところによつて処理する。

(e) (c)の規定に基づき国際出願日が訂正された場合には、出願人は、(c)の規定に基づき通知の日から一箇月以内に受理官庁に提出する書面において、当該正しい要素又は部分を無視することを請求することができる。この場合には、当該正しい要素又は部分提出されなかつたもの、当該誤つて提出された要素又は部分は削除されなかつたもの及び当該規定に基づく国際出願日の訂正は、なされなかつたものとみなされ、受理官庁は、実施細則に定めるところによつて処理する。

26(c) 受理官庁が、48若しくは(ロ)の規定に基づき要件に従つていないこと又は(ロ)に規定する当該要素若しくは部分が先の出願に完全に記載されていないことを認め、当該場合には、当該受理官庁は、26(b)(i)、26(b)(ii)、26(b)(2)(b)又は26(b)(2)(c)に定める方法によつて処理する。

27(a) 23(a)及び(ロ)、24、25(a)、(b)及び(ロ)、25(b)(2)(a)及び(ロ)、並びに26(a)に規定する期間は、次

のとおりとする。

(i) 23(a)、25(a)又は25(b)(2)の規定に基づき請求を出願人に発行している場合には、その求めの日から二箇月

28(b)(ii) 二千九十九年十月九日において26(b)(ii)及び(ロ)の規定が受理官庁によつて適用される国内法令に適合しない場合には、当該受理官庁がその旨を、二千九十九年四月一日まで国際事務局に通告する(ロ)を条件とし、これらの規定は、その国内法令に適合しない間、当該受理官庁に提出された国際出願については、適用しない。国際事務局は、その通告を速やかに公報に掲載する。

28(a) 又は(ロ)の適用上、48及び26の規定に基づき要素又は部分が引用により当該国際出願に含まれない場合には、受理官庁は、23(b)(i)、25(b)又は25(c)、25(b)(2)(b)又は25(b)(2)(c)の定めるところによつて処理する。受理官庁が25(c)又は25(b)(2)(c)の定めるところによつて処理する場合には、出願人は25(e)又は25(f)(2)の定めるところによつて処理することができる。

29(1) 一千九十九年十月九日において25(b)(2)(ii)の規定が指定官庁によつて適用される国内法令に適合しない場合には、当該指定官庁がその旨を、二千九十九年四月九日まで国際事務局に通告することを条件として、これらの規定は、その国内法令に適合しない間、当該指定官庁については、第二十二條に規定する行為が当該指定官庁に対して行われ、国際出願に関して、適用しない。国際事務局は、その通告を速やかに公報に掲載する。

29(b) (c)の規定に基づき受理官庁の発見により要素又は部分を引用により当該国際出願に含まれたが、当該引用により当該国際出願に含めることができなかつた場合には、当該

29(a) 指定官庁は、23(b)(i)、25(b)若しくは25(b)(2)の規定に基づき国際出願日を認めたものとして、又は25(c)若しくは25(b)(2)の規定に基づき国際出願日を訂正したものとて、26(b)(ii)及び(ロ)を準用することができる。ただし、26(b)(ii)及び(ロ)の適用上、追加工数料又は追加手数料の額を超過してはならない。

26(b)(ii) 追加工数料は、41に規定する表示の補充又は追加

26(4) 表示の補充又は追加

出願人は、優先日から十六箇月の期間に国際事務局に提出する書面によつて、(ロ)に規定する表示を願書に補充し又は追加することができ、ただし、当該期間の満了後に国際事務局が受理した当該書面は、国際公開の技術的準備が完了する前到達した場合には、当該期間末日に国際事務局が受理したものとなす。

26(4) 26(4)に定める期間内に受理されない場合には、出願人にその旨を通知し、実施細則の定めるところによつて処理する。

第四〇規則の二 国際出願に含まれる又は記載されているものとなされた欠落部分又は正しい要素若しくは部分における追加工数料

40(2) 追加工数料の支払の求め

国際調査機関は、国際調査報告の作成を開始した後に次の(i)又は(ii)に規定する事項を当該機関に通知された場合には、追加工数料を支払うよう求めることができる。

(i) 欠落部分又は正しい要素若しくは部分が、それそれ25(b)又は25(c)の規定に基づき、国際出願に含まれること。

(ii) 欠落部分又は正しい要素若しくは部分が、それそれ25(b)又は25(c)の規定に基づき、又は以

上の要素を受理官庁が最初に受理した日に国際出願に記載されているものとなされたこと。

当該求めは、出願人に対し、追加工数料をその求めの日から一箇月以内に支払うよう求め、及び支払うべき加工数料の額を指示する。追加工数料の額は当該国際調査機関が定めるものとし、その額は調査手数料の額を超過してはならない。

追加工数料は、当該機関に徴収に支払う。国際調査機関は、当該追加工数料が所定の期間内に支払われていることを条件として、当該欠落部分又は正しい要素若しくは部分を含む国際出願に関する国際調査報告を作成する。

42 内容

(b) (v) 受理官庁が48及び26の規定に基づき要素又は部分を引用により含めることに基づいて、23(b)(ii)、25(b)又は25(b)(2)(d)の規定に基づき国際出願日を認めた場合には、その旨の表示及び出願人が26(a)(ii)のために優先権書類に関して17(a)、(b)若しくは(ロ)に従うことによつたかどうかの表示、又は先の出願の写しを別個に提出することによつたかどうかの表示

(iii) 該当する場合には、誤つて提出された要素又は部分が25(b)(2)(b)又は(ロ)の規定に従つて国際出願から削除された旨の表示

51(2) (a)(ii) 26(b)(ii)に規定する場合において、25(b)(2)(b)又は(ロ)の規定に従つて国際出願から削除された誤つて提出された要素又は部分の翻訳

(e)(ii) 受理官庁が48及び26の規定に基づき要素又は部分を引用により含めることに基づいて、23(b)(ii)、25(b)又は25(b)(2)(d)の規定に基づき国際出願日が認められた

26(b)(ii) 追加工数料は、41に規定する表示の補充又は追加

26(4) 表示の補充又は追加

出願人は、優先日から十六箇月の期間に国際事務局に提出する書面によつて、(ロ)に規定する表示を願書に補充し又は追加することができ、ただし、当該期間の満了後に国際事務局が受理した当該書面は、国際公開の技術的準備が完了する前到達した場合には、当該期間末日に国際事務局が受理したものとなす。

26(4) 26(4)に定める期間内に受理されない場合には、出願人にその旨を通知し、実施細則の定めるところによつて処理する。

第四〇規則の二 国際出願に含まれる又は記載されているものとなされた欠落部分又は正しい要素若しくは部分における追加工数料

40(2) 追加工数料の支払の求め

国際調査機関は、国際調査報告の作成を開始した後に次の(i)又は(ii)に規定する事項を当該機関に通知された場合には、追加工数料を支払うよう求めることができる。

(i) 欠落部分又は正しい要素若しくは部分が、それそれ25(b)又は25(c)の規定に基づき、国際出願に含まれること。

(ii) 欠落部分又は正しい要素若しくは部分が、それそれ25(b)又は25(c)の規定に基づき、又は以

国際出願の翻訳文

場合において、82(31)(b)の規定に基づき当該要素又は部分が優先権書類に完全に記載されているかどうかを決定するために、指定官庁が適用する国内法令が、明細書、請求の範囲又は図面の部分については、出願人に優先権書類の翻訳文のどの部分に当該部分が記載されているかに関する表示を提出することを要求できる場合

98(2) 国際出願の翻訳文

出願人が25(1)(b)の規定する言語への翻訳文は、出願人が25(1)(b)の2(b)、25(2)(c)又は25(6)の規定に基づき提出する第1条(1)(d)又は(4)に規定する要素、及び出願人が25(1)(b)、25(2)(c)又は25(6)の規定に基づき提出する25(6)の規定に基づき国際出願に含まれていたとみなされる明細書、請求の範囲又は図面の部分を含むものとする。

572 額及び移転

(c) 所定の通貨がスイス・フランである場合には、国際予備審査機関は、82の規定に従って取扱手数料をスイス・フランにより国際事務局に移転する。

(d) (i) 所定の通貨がスイス・フランに自由に交換することができるものであるときは、事務局長は、取扱手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定め、他の各国際予備審査機関ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。国際予備審査機関は、82の規定に従って所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に移転する。

(ii) 所定の通貨がスイス・フランに自由に交換することができないものでないときは、国際予備審査機関は、取扱手数料を

所定の通貨からスイス・フランに交換する責任を負うものとし、82の規定に従い、手数料表に掲げる額を当該手数料をスイス・フランにより国際事務局に移転する。また、国際予備審査機関が希望する場合には、当該国際予備審査機関は、取扱手数料を所定の通貨からユーロ又は合衆国ドルに交換し、82の規定に従い、(i)に規定する総会が定めた指針により、事務局長が決定する当該手数料の換算額をユーロ又は合衆国ドルにより国際事務局に移転することができる。

第七 規則 国際予備審査報告及び関連書類の送付

7.1 受取人

(a) 国際予備審査機関は、国際予備審査報告及び、該当する場合には、附属書類を国際事務局及び出願人に各一通同一の日に送付する。

(b) 国際予備審査機関は、実施細則に従って、国際予備審査の一件書類中その他の書類の写しを国際事務局に送付する。

82(3)

31

(b) 82(31) 及び(32)の規定に基づき要素又は部分に引用により含めることに基づいて、受理官庁により25(1)(b)、25(1)(d)又は25(2)(b)の規定に基づき国際出願日が認められた場合であるが、指定官庁又は選択官庁が、次のいずれかのことを認めるときは、当該指定官庁又は選択官庁は、(c)の規定に従うことを条件として、国際出願日が25(1)(i)、25(1)(j)又は25(2)の規定に基づき認められた又は25(1)(c)若しくは25(2)(c)の規定に基づき訂正されたものとして取り扱うことができる。ただし、12(c)の規定を準用する。

(i) (ii) 略

(c) 指定官庁又は選択官庁は、国際出願日が25(1)(i)、25(1)(j)若しくは25(2)(b)の規定に基づき認められた又は25(1)(c)若しくは25(2)(c)の規定に基づき訂正されたものとして(1)(b)の規定に基づき国際出願を取り扱うことについて、事情に応じて相当の期間内に意見を述べる機会又は(1)(b)の規定に基づき請求の機会を出願人に与えることなく、そのように取り扱ってはならない。

(d) (i) (c)の規定に従って、指定官庁又は選択官庁が25(1)(c)又は25(2)(c)の規定に基づき国際出願日を訂正することを出願人に通知した場合に、出願人は、(c)に規定する期間内に当該官庁に提出する通知において、当該官庁の国内処理の目的のために当該欠落部分又は当該訂正し、要素若しくは部分は無視されるよう請求することができる。その場合には、当該欠落部分又は当該訂正し、要素若しくは部分は提出されなかつたものとし、当該官庁は国際出願の国際出願日が訂正されたものとして取り扱ってはならない。

82(42) 官庁における電子の不通

(a) (i) 官庁における電子の不通は、当該国内官庁又は政府機関が認める電子のな通信手段のいずれかの通りにより、当該国内官庁又は政府機関が遵守されなかつた場合には、その期間が遵守されなかつたことによる遅滞を許容する旨を定めることができる。ただし、それらが行われ、当該電子のな通信手段が回復した後続の最初の就業日に行われたことを条件とする。関係国内官庁又は政府機関は、不通期間を含む当該不通に関する情報を公表するともに、(ii) 国際事務局にその旨を通知する。

(b) 指定官庁又は選択官庁は、(a)に定める情報公表される時に、第二十二條又は第

三十九條に規定する行為を既に行つた出願人に対し、(a)に定める期間が遵守されなかつたことによる遅滞の許容を考慮する必要はない。

94(1)

国際事務局は、国際予備審査報告の作成の後、選択官庁により請求された場合に、当該選択官庁に代わつて、(b)の規定により、7.1(a)又は(b)に基づいて国際予備審査機関から国際事務局に送付された書類の写しを提供する。国際事務局は、速やかにこの請求の詳細を公表し得る。

第九六規則 手数料表並びに手数料の受領及び移転

96.2 手数料の受領の通知及び手数料の移転

(a) (i) 82の規定の適用上、「官庁」とは受理官庁(受理官庁として行動する国際事務局を含む)、国際調査機関、補充国際調査のために指定された機関、国際予備審査機関又は国際事務局をいう。

(b) この規則又は実施細則に従つて他の官庁のための手数料を徴収する官庁(徴収官庁)は、実施細則に従つて速やかに当該他の官庁(受益官庁)に当該手数料の受領を通知する。受益官庁は、当該通知の受領により、徴収官庁が手数料を受領した日に当該手数料を受領したものととして処理する。

(c) 徴収官庁は、実施細則に従い、受益官庁のために徴収した手数料を当該受益官庁に移転する。

※茶色の文字の条文は、「PCT規則の一部修正(令和一年六月)」による改正部分であつて、今版で抜け落ちた条文である。知的財産権法文集の該当条文を、この冊子に記載した条文に置き換えてお読み下さい。